

和知川原生協クリニックの施設基準と届出内容

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
九州厚生局長に下記の届出を行っております。

当院における施設基準の届出について(2026年6月現在)

- 物価対応料(令和8年度新設)
- 電子的診療情報連携体制整備加算(令和8年度新設)
- 一般名処方加算
- 機能強化加算
- 時間外対応体制加算(令和8年名称変更)
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 地域包括診療加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料
- 生活習慣病管理料(Ⅱ)
- 外来データ提出加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

物価対応料

令和8年6月の診療報酬の改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時・再診時にそれぞれ加算されます。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行っております。これにより、患者様の受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。医療上の必要性がないにもかかわらず患者様ご自身が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額を患者様自身が負担する仕組み(選定療養)が導入されています。

長期収載品(先発医薬品)の選定療養

令和6年10月1日より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品(長期収載品)について、患者様のご希望により先発医薬品を使用する場合は「選定療養」として、後発医薬品との差額の一部を別途ご負担いただきます。ただし、医療上の必要性から医師が先発医薬品を処方する場合は、従来どおり保険給付の対象です。

機能強化加算

当院は「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っております。

- 他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います
- 必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております
- 業務継続計画(BCP)を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています

時間外対応体制加算

当院では、診療時間外においても患者様からの電話等による問い合わせに対応できる体制を整えています。

- 緊急時の連絡先: 0985-23-0050(和知川原生協クリニック)
0985-24-6877(宮崎生協病院)
- 対応可能時間: 上記番号にて24時間対応
- 電話等による連絡体制
- 医師による指示体制
- 必要時の診療または受診指示体制

- ・ 連携病院による一次対応
- ・ 当クリニック医師によるオンコール体制

※ 再診の患者様には、診療時間内の受診であっても時間外対応体制加算を算定させていただきます。

外来感染対策向上加算

当院では、院内感染予防対策として必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・ 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・ 感染性疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保し対応します。
- ・ 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、それに沿って全職員が院内感染対策を推進していきます。
- ・ 院内感染が発生又は疑われる場合は、職員は速やかに院長に報告を行い対応します。また、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、保健所や専門機関と速やかに連携し対応します。
- ・ 感染症の流行に関して、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。
- ・ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・ 感染対策向上加算1を算定する保険医療機関に対し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

連携強化加算

感染対策向上加算1を算定する保険医療機関に対し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

地域包括診療加算

当院では、地域包括診療加算の届出を行っており、以下の対応を行っています。

- ・ 患者様の同意を得て、他の医療機関と連携のうえ服薬管理を行います
- ・ 必要に応じて、28日以上長期の投薬またはリフィル処方箋の発行を行います
- ・ 介護支援専門員・相談支援専門員からの相談に適切に対応します
- ・ 健康相談や予防接種に関する相談に応じます

外来・在宅ベースアップ評価料

当院では厚生労働省の指針に従って、外来・在宅ベースアップ評価料を算定させていただきます。この評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。

生活習慣病管理料

令和6年6月から、脂質異常症、高血圧、糖尿病のいずれかをお持ちの方には血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」を発行しています。

外来データ提出加算

当院は、診療内容に関する匿名化された医療データを国に提出し、医療の質向上に役立つ体制を整えています。個人が特定される情報は含まれず、プライバシーは厳重に守られています。

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

当院では、睡眠時無呼吸症候群の患者様に対して在宅で持続陽圧呼吸療法(CPAP)を行うとともに在宅指導を行っています。また、安定的にCPAPが使用できている方には、患者さまの同意を得た上で情報通信機器等を使用し遠隔での指導も可能な体制をとっています。使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な情報通信機器を活用し、定期的なモニタリングを行った上で、状況に応じ療養上必要な指導を行い、療養方針について診療録に記載しています。

診療明細書の発行について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。明細書には使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

2026年6月1日

和知川原生協クリニック 所長 植野 茂美